

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	下呂市

下呂市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 下呂市農林部
所在地 岐阜県下呂市萩原町羽根 2605 番地 1
電話番号 0576-53-2010
F A X 番号 0576-52-1870
メールアドレス noumu@city.gero.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、カラス、ツキノワグマ、タヌキ、アナグマ、キツネ、アライグマ、ヌートリア、カワウ カルガモ、ニホンカモシカ
計画期間	令和4年度～令和8年度
対象地域	下呂市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害規模
イノシシ	飼料作物、稲、野菜、いも類、果樹	1.51 ha
ニホンジカ	稲、飼料作物、野菜、豆類、いも類、果樹	1.37ha
ニホンザル	野菜、稲、果樹、いも類、飼料作物、豆類	1.31 ha
ハクビシン	野菜、果樹、稲、いも類	0.27 ha
カラス	野菜、稲、豆類、飼料作物、雑穀、果樹、いも類	0.38ha
ツキノワグマ	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
キツネ	—	—
アライグマ	—	—
ヌートリア	—	—
カワウ	—	—
カルガモ	—	—

(2) 被害の傾向

<p>下呂市は四方を山林で囲まれ林野率91%の典型的な中山間地域である中、有害鳥獣による農作物や人工林、水産資源への被害が年々増加傾向にあり、特に深刻なニホンジカの被害は、飛騨川右岸を中心に南から北へ年々拡大しており、今や市内全域に及んでいる。</p> <p>これら有害鳥獣による被害は、高齢化と担い手不足に喘ぐ本市農林家の生産意欲を低下させて、農林振興を図る上で大きな弊害に成っていると同時に、生活圏内での被害や人的被害も発生し、一般住民から駆除を求める声も高まっていることから、今後、益々猟友会が果たす役割は増すばかりである。</p> <p>ツキノワグマについては、農作物被害も多少見受けられるが、生息地における餌（ブナ等）の多少により、年によって出没頭数が異なる。集落への出没又は目撃が多い年には、人身被</p>

害も懸念される。

また、豊かな自然と清流での溪流釣りや鮎釣りが観光資源の一つである下呂市にとって、放流稚魚などへのカワウ被害は深刻で、下原ダムにはコロニー、七宗ダムと東上田ダム等には「ねぐら」が確認されている。今後も市内3漁協や猟友会、関係機関と連携して、生息状況調査等に取り組み、更なる個体数調整を図る必要がある。

(3) 被害の軽減目標

	現状値（令和2年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）
イノシシ	2,258	1.51	2,032	1.35
ニホンザル	3,968	1.31	3,571	1.17
ニホンジカ	2,053	1.37	1,437	0.95
ハクビシン	1,319	0.27	1,187	0.24
カラス	1,004	0.38	903	0.34
ツキノワグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
キツネ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
カルガモ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲許可を鳥獣被害対策実施隊へ発行。捕獲個体処理については、埋設、焼却及び自家消費により処分。焼却をするため、隊員には下呂市クリーンセンター使用許可書の発行並びに有害鳥獣中間処理施設への持込みを認めている。</p> <p>市単独事業にて捕獲檻の購入に対しての助成。また多面的な取り組みとして、ICT技術を取り入れた捕獲檻、カメラを設置している。</p>	<p>高齢化に加え、銃刀法の改正により狩猟者の減少に拍車が掛かっており、早急な捕獲に関する担い手の育成や、現狩猟者としての持続する支援が必要である。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>国庫補助事業、市単独事業を活用し鳥獣侵入防止柵設置することにより水稻、野菜への被害防止対策を実施。</p> <p>ニホンザルの捕獲対策として、地元及び実施隊員と協力し、大型捕獲檻を設置。</p>	<p>獣害被害深刻地区に対して防除柵設置事業説明会を実施し、多くの集落が取組を終えたが、集落によっては事業への参加の意に結びつかず断念した集落がある。そういった集落は市補助金により個々の農地を防除することに留まってしまい抜本的な対策に結びつかないのが課題である。</p>
その他		

(5) 今後の取組方針

捕獲・防除の両面について引き続き緩めることなく継続実施していくが、自治体が主体となって取り組む被害対策には限界がある。

一番肝要なことは、地域住民自らが鳥獣害被害に対する意識と知識を高め、地域ぐるみによる追い払い、エサ場や隠れ場所の除去、放任果樹の伐採、残飯や収穫残菜処理などに取り組み、「鳥獣にとってエサが無く魅力の無い地域」「鳥獣にとって嫌な住民が沢山いる地域」「獣が近より難しい地域」にすることで、本市が掲げる地域力の強化の一つとして、この軽減対策を位置づけ、今後もこれら軽減対策に取り組む地域に、あらゆる支援を講じていく。

また住民自らが鳥獣害被害軽減に取り組む地域を増やす手立てとして、講演会の開催、対策と被害状況の市民周知などを積極的に実施して、地域主体の勉強会や講習会などの開催を促進する。

更に地域力の強化が図られて、より高度な被害対策に取り組む地域には、住民協働作業による防護柵を設置するための支援を講じていく。

ツキノワグマについては、集落に頻繁に出没するなど住民に危険を及ぼす可能性が高まった場合に、必要最低限の捕獲を行う。

ここ数年の間に生息頭数が激増し、一時期、深刻被害をもたらしたニホンジカについては、各種対策の成果もあり、被害軽減傾向にあるが、対策の手を緩めることなく、今後も実施隊や県、近隣市町との連携を高めて捕獲圧を更に高めていく必要がある。

また、この先、高齢化の一途を辿る実施隊員の減少を深刻な問題と捉え、将来の担い手確保に努めていくことを継続することが肝要である。また、隊員は減少するとしても捕獲圧を一定に保てるだけの合理的な捕獲方法を検証し隊員へ周知することで組織の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市猟友会員より実施隊を募り鳥獣被害対策実施隊結成。市内全域において、有害鳥獣捕獲制度を利用した捕獲を行う。また、保護区では、厳密な地域、期間指定のもと捕獲を実施する。さらに、隊長、各支部長の指示により相互の応援態勢を構築し一丸となった捕獲体制により活動する。

ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型鳥獣を捕獲する際に、周囲の環境や捕獲対象との距離を考慮した上で、捕獲従事者の安全を確保するため必要と判断された場合にライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	実施隊組織の更新を行う。 各隊員による捕獲を行う。 狩猟者免許（猟銃所持許可）の取得を推進する。 囲いわなによる捕獲を行う。 捕獲檻による捕獲を行う。 捕獲支援を行う。 地域の農業者の代表に対し、狩猟免許の取得と地域における鳥獣被害防止対策を積極的に推進していく。 鳥獣捕獲に関する有効な対策について研究、検討する。
5年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ	実施隊組織の更新を行う。 各隊員による捕獲を行う。 狩猟者免許（猟銃所持許可）の取得を推進する。 囲いわなによる捕獲を行う。 捕獲檻による捕獲を行う。 捕獲支援を行う。 地域の農業者の代表に対し、狩猟免許の取得と地域における鳥獣被害防止対策を積極的に推進していく。 鳥獣捕獲に関する有効な対策について研究、検討する。

	ニホンカモシカ	
6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	実施隊組織の更新を行う。 各隊員による捕獲を行う。 狩猟者免許（猟銃所持許可）の取得を推進する。 囲いわなによる捕獲を行う。 捕獲檻による捕獲を行う。 捕獲支援を行う。 地域の農業者の代表に対し、狩猟免許の取得と地域における鳥獣被害防止対策を積極的に推進していく。 鳥獣捕獲に関する有効な対策について研究、検討する。
7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	実施隊組織の更新を行う。 各隊員による捕獲を行う。 狩猟者免許（猟銃所持許可）の取得を推進する。 囲いわなによる捕獲を行う。 捕獲檻による捕獲を行う。 捕獲支援を行う。 地域の農業者の代表に対し、狩猟免許の取得と地域における鳥獣被害防止対策を積極的に推進していく。 鳥獣捕獲に関する有効な対策について研究、検討する。
8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ	実施隊組織の更新を行う。 各隊員による捕獲を行う。 狩猟者免許（猟銃所持許可）の取得を推進する。 囲いわなによる捕獲を行う。 捕獲檻による捕獲を行う。 捕獲支援を行う。 地域の農業者の代表に対し、狩猟免許の取得と地域における鳥獣被害防止対策を積極的に推進していく。 鳥獣捕獲に関する有効な対策について研究、検討する。

	アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	
--	------------------------------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>主な有害鳥獣の捕獲実績は下表のとおりである。獣種によりばらつきはあるものの、目標値程度に達している。近年被害額は横ばい傾向にあるが、シカ・ハクビシン等の獣種では個体数が増加傾向にあると推定される。したがって、引き続き捕獲圧を高め、生息数の爆発的な増加や生息域の拡大を防ぐため積極的に行っていく必要がある。</p> <p>ツキノワグマについては、農作物への被害や人的被害等の状況から、必要と判断される場合は捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲実績（有害捕獲）				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
イノシシ	320	392	378	437	104
ニホンジカ	917	893	684	795	1,140
ニホンザル	143	127	100	117	101
ニホンカモシカ	20	20	23	24	24
ハクビシン	40	26	14	19	36
タヌキ	14	30	41	63	98
アナグマ	8	21	20	8	18
キツネ	0	14	12	7	14
アライグマ	1	1	1	5	6
ヌートリア	0	0	0	0	0
カラス	31	57	16	10	21
カワウ	37	52	28	52	35
カルガモ	0	7	3	2	2

対象鳥獣	捕獲計画（有害捕獲）				
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
イノシシ	250	250	250	250	250
ニホンジカ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ニホンザル	200	200	200	200	200
ニホンカモシカ	16	16	16	16	16
ハクビシン	40	40	40	40	40

タヌキ	60	60	60	60	60
アナグマ	30	30	30	30	30
キツネ	20	20	20	20	20
アライグマ	15	15	15	15	15
ヌートリア	15	15	15	15	15
カラス	45	45	45	45	45
カワウ	60	60	60	60	60
カルガモ	15	15	15	15	15

捕獲等の取組内容
<p>「捕獲手段」は、銃器および罠（箱罠、くくり罠）で実施する。</p> <p>「予定時期」は、原則として、愛鳥週間（5月10日～16日）、河川でのガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日、ニホンジカ、イノシシは11月1日から3月15日を除く期間とする。</p> <p>捕獲を担う者は実施隊とする。また実施隊の活動により分布の把握、被害対象作物や魚種等を勘案し、効果的な捕獲体制の確立を図りながら積極的に進めていく。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
<p>ツキノワグマ、ニホンジカ等の大型獣の出没、目撃が増加傾向にあるため、ライフル銃による捕獲を実施する必要性が高まっている。ライフル銃による捕獲は、次のような場合に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 捕獲対象がツキノワグマ、ニホンジカ等の大型獣であること。 (2) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲が実施できない場合であること。 (3) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び地域であること。 (4) 住宅から離れていること。 (5) 捕獲対象の後ろに障害物があること。 (6) 人身被害の発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全が確保できない状態であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	国及び県の支援事業を活用して、必要な箇所において、電気柵やネットなど獣種や地域の条件に合わせた防止柵や用具の設置等のハード事業を計画する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証。 鳥獣被害対策への意識と知識を高め、住民による自力施工を推進する。 施工延長： 0m	国及び県の支援事業を活用して、必要な箇所において、電気柵やネットなど獣種や地域の条件に合わせた防止柵や用具の設置等のハード事業を実施する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証。 鳥獣被害対策への意識と知識を高め、住民による自力施工を推進する。 施工延長： 6,000m	国及び県の支援事業を活用して、必要な箇所において、電気柵やネットなど獣種や地域の条件に合わせた防止柵や用具の設置等のハード事業を計画又は実施する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証。 鳥獣被害対策への意識と知識を高め、住民による自力施工を推進する。 施工延長： 8,000m
	7年度	8年度	
	国及び県の支援事業を活用して、必要な箇所において、電気柵やネットなど獣種や地域の条件に合わせた防止柵や用具の設置等のハード事業を計画又は実施する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証。 鳥獣被害対策への意識と知識を高め、住民による自力施工を推進する。 施工延長： 8,000m	国及び県の支援事業を活用して、必要な箇所において、電気柵やネットなど獣種や地域の条件に合わせた防止柵や用具の設置等のハード事業を計画又は実施する。 防鳥ネットや防鳥糸等効果的な防鳥対策の検証。 鳥獣被害対策への意識と知識を高め、住民による自力施工を推進する。 施工延長： 8,000m	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	<p>国の交付金を活用した防止柵を設置した地域については、14年間分の管理報告書を提出する。</p> <p>市の補助金を活用した防除策を設置した者については、10年間は申請不可定めているため、10年を耐えうる管理を行うよう指導していく。</p> <p>ニホンザルについては、ロケット花火や爆竹などで追い払いも行う。</p>	<p>国の交付金を活用した防止柵を設置した地域については、14年間分の管理報告書を提出する。</p> <p>市の補助金を活用した防除策を設置した者については、10年間は申請不可定めているため、10年を耐えうる管理を行うよう指導していく。</p> <p>ニホンザルについては、ロケット花火や爆竹などで追い払いも行う。</p>	<p>国の交付金を活用した防止柵を設置した地域については、14年間分の管理報告書を提出する。</p> <p>市の補助金を活用した防除策を設置した者については、10年間は申請不可定めているため、10年を耐えうる管理を行うよう指導していく。</p> <p>ニホンザルについては、ロケット花火や爆竹などで追い払いも行う。</p>
	7年度	8年度	
	<p>国の交付金を活用した防止柵を設置した地域については、14年間分の管理報告書を提出する。</p> <p>市の補助金を活用した防除策を設置した者については、10年間は申請不可定めているため、10年を耐えうる管理を行うよう指導していく。</p> <p>ニホンザルについては、ロケット花火や爆竹などで追い払いも行う。</p>	<p>国の交付金を活用した防止柵を設置した地域については、14年間分の管理報告書を提出する。</p> <p>市の補助金を活用した防除策を設置した者については、10年間は申請不可定めているため、10年を耐えうる管理を行うよう指導していく。</p> <p>ニホンザルについては、ロケット花火や爆竹などで追い払いも行う。</p>	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度～ 8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン カラス ツキノワグマ タヌキ	<p>放任果樹や無対策の農地が増加する昨今、防止施策を講じることなく、出没や被害が比例して増加している。除去等には費用がかかることもあり、そのままの状態である。ニホンザルの捕獲に関しても、捕獲檻を設置しているが、放任果樹や無対策の農地があることによって捕獲難に陥っている。地元との協力を必須として、少量でも減少させていくための協議をしていく。</p>

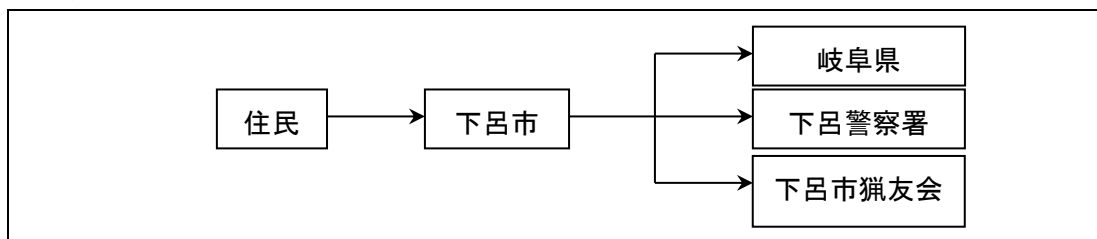
	アナグマ キツネ アライグマ ヌートリア カワウ カルガモ ニホンカモシカ	
--	---------------------------------------------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
岐阜県	情報収集・情報提供・避難誘導・避難指示等
下呂市	情報収集・情報提供・避難誘導・避難指示等
下呂警察署	情報収集・情報提供・避難誘導・避難指示等
下呂市猟友会	捕獲・止め刺し・処分等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関すること

捕獲個体の処理については、各許可捕獲許可従事者証内要件欄へ「埋設及び焼却、自家消費のみ認める。」と記載する。また、焼却については下呂市クリーンセンター内にて処理するための使用許可証を発行する。

埋設及び焼却、自家消費をしない捕獲個体については有害鳥獣処理施設に搬入し、個体を冷凍・切断処理を行い下呂市クリーンセンターへ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状、捕獲した対象鳥獣を食肉、ペットフード、皮革等へ利用する計画はないが、県内外の食肉等への利活用の事例の情報収集を行い、下呂市において持続可能な捕獲個体の利活用システムが構築可能かの検討を行う。
ペットフード	
皮革	
その他	

(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	また、県試験研究機関、岐阜大学等公的な教育機関から、捕獲個体の学術研究への利用要請があった場合は、その利用目的が鳥獣被害対策に資するものである場合は、捕獲個体を学術研究のために提供する。
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	下呂市鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役 割
下呂市	鳥獣害防止総合対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
下呂市猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
下呂市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。
下呂市農事改良組合長協議会	水稻等における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。
JA 飛騨益田営農センター	獣害防除策について、助言を行う。
下呂市森林造成組合長会長会	森林における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。
南ひだ森林組合	森林における被害状況の把握、林業関係者の意見集約を行う。
小坂町森林組合	森林における被害状況の把握、林業関係者の意見集約を行う。
益田川漁業協同組合	内水面における被害状況の把握、漁業関係者の意見集約を行う。
馬瀬川上流漁業協同組合	内水面における被害状況の把握、漁業関係者の意見集約を行う。
馬瀬川下流漁業協同組合	内水面における被害状況の把握、漁業関係者の意見集約を行う。

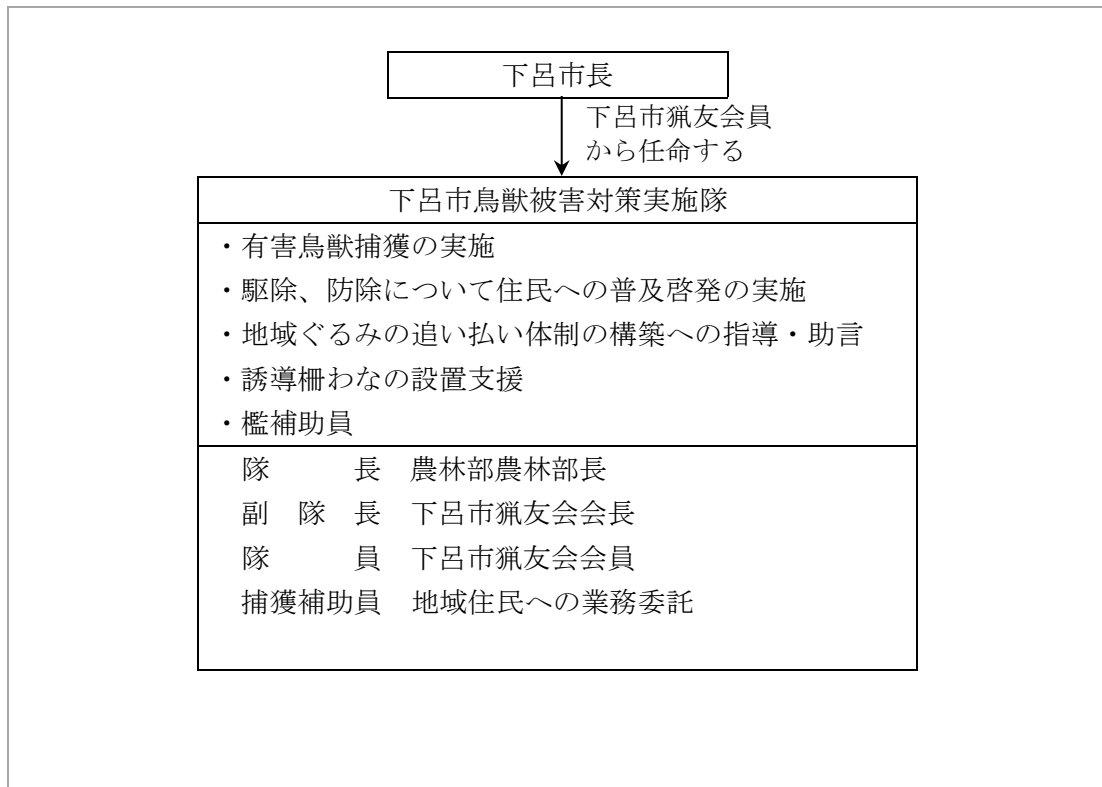
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
岐阜県下呂農林事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布等の把握および鳥獣害対策に対する助言を行う。
岐阜県飛騨県事務所環境課	有害鳥獣の習性等に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
飛騨農業共済事務組合	鳥獣被害の情報提供および防護対策に対する助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

下呂市猟友会員（市長が任命）による下呂市鳥獣被害対策実施隊を組織し、駆除、防除について普及啓発を行い、農作物等への被害防止に取り組む。
また、実施隊に捕獲補助員加えて（業務委託）、体制強化を図る。

【下呂市鳥獣被害対策実施隊 実施体制図】



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—